

# 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 概要

## 趣旨

「過疎地域自立促進特別措置法」(旧法)が令和3年3月末で期限を迎えたため、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律を制定

## 1. 前文・目的（1条）

- ・過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

## 2. 過疎地域の要件（2条、3条、41条～43条）

市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

### ＜見直しのポイント＞

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し(昭和35年→昭和50年)
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和(28%→23%)
- ・平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定  
(財政力指数は市町村平均(0.51)以下ではなく市平均(0.64)以下)
- ・旧法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年(昭和35年)の併用、「みなし過疎」の継続措置

### ＜過疎地域の増減＞

令和3年3月31日時点	817団体
うち、卒業団体	-)45団体
新規団体	+ )48団体
令和3年4月1日時点	820団体

※令和2年及び令和7年国勢調査の結果に応じ、追加公示を実施

## 3. 卒業団体への経過措置（附則4条～8条）

- ・期間を6年間(財政力が低い団体は7年間)に延長(旧法:5年間)
- ・対象に国税の特例及び地方税の減収補填措置を追加  
(旧法:国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行)

## 4. 過疎対策の目標（4条）

- ・目標の項目の追加(人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等)

## 5. 支援措置（12条～40条）

### ・国税の特例・地方税の減収補填措置

業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加

### ・都道府県代行(基幹道路、公共下水道)

基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化

### ・配慮措置

市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実

### ・過疎対策事業債

ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続

### ・国庫補助率のかさ上げ

公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

## 6. その他（6条、8条、9条、45条）

- ・都道府県の責務を規定(広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等)
- ・市町村・都道府県計画記載事項の追加(目標、計画の達成状況の評価等)
- ・主務大臣の追加(文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣)

## 7. 施行期日（附則1条）

令和3年4月1日 ※令和13年3月31日まで10年間の时限

## 支援措置の見直し（政令等によるものを含む）

### 1. 過疎対策事業債（第14条）

旧簡易水道施設の整備や、民間のへき地診療所等に対する補助を対象経費に追加（過疎政令等）

＜参考＞令和3年度地方債計画額 5,000億円（令和2年度 4,700億円）

### 2. 国税の減価償却の特例（第23条）

対象業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加

取得価額要件を現行の2,000万円超から資本金の規模に応じ、最大500万以上まで引下げ（租特政令）

設備投資後5年間適用可能な「割増償却」制度への移行、適用期間は令和5年度末まで（租特法）

※適用実績が乏しい事業用資産の買換えの場合の課税の特例の廃止

### 3. 地方税の減収補填措置（第24条）

対象業種の追加、新增設以外の追加、取得価額要件の引下げ、適用期間について国税の減価償却措置と同様

### 4. 都道府県代行（基幹道路、公共下水道）（第16条・第17条）

基幹道路について、都道府県が市町村から負担金を徴収することができることを明確化

### 5. 配慮措置（第25条～第40条）

法の目的、過疎対策の目標を踏まえるとともに、条件不利地域に関する法律（離島振興法等）の規定を踏まえ、内容を充実（「人材の確保・育成」、「産業振興」、「観光振興・交流の促進」、「就業の促進」、「生活環境の整備」、「再生可能エネルギーの利用推進」、「自然環境の保全・再生」、「規制の見直し」の項目を追加等）

### 6. 国庫補助率のかさ上げ（第12条・第13条）

公立学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

### 7. 金融措置（第21条・第22条）

日本政策金融公庫等の政府系金融機関による低利融資を継続

#### ＜参考＞法制定とあわせて政府において行われる支援措置の拡充（主なもの）

・過疎地域持続的発展支援交付金により、過疎地域における人材育成、ICT等技術活用に対する支援を拡充

・都道府県が専門人材を雇用等して過疎市町村に人材面での支援をする取組に係る特別交付税措置を創設

## 過疎地域の要件

### 1. 全部過疎(人口要件(長期①、長期②、中期のいずれか)、かつ、財政力要件を満たす)

種類	指標	基本的な要件(第2条)		基準年 <sup>※2</sup> の見直しに伴う 激変緩和措置(第41条) <sup>※2</sup>
		期間	基準値	
人口要件(長期①) ・25年間の人口増加率10%以上除く	人口減少率 (長期)	S50→H27 (40年間)	人口減少団体平均 (28%以上減少 <sup>※1</sup> )	S35→H27 (55年間)
人口要件(長期②) ・高齢者比率又は若年者比率を満たす場合、人口減少率の基準値を緩和 ・25年間の人口増加率10%以上除く	高齢者比率	H27	同上 (35%以上)	H27
	若年者比率	H27	同上 (11%以下)	H27
	人口減少率 (長期)	S50→H27 (40年間)	23%以上減少	S35→H27 (55年間)
人口要件(中期)	人口減少率 (中期)	H2→H27 (25年間)	人口減少団体平均 (21%以上減少)	
財政力要件 ・公営競技収益40億円超除く	財政力指数	H29～R元	全市町村平均 (0.51以下)	H29～R元

※1 財政力指数が全町村平均(0.40)以下の場合、「23%以上減少」に緩和(財政力が低い市町村に対する人口減少率要件の緩和)

※2 基準年の見直しに伴う激変緩和措置は、旧法の過疎地域に限り適用。R2、R7国調による過疎地域の追加の際は激変緩和措置は設けない。

### 2. 法制定前の市町村合併(平成11年4月以降)に係る一部過疎、みなし過疎

種類	単位	要件
一部過疎 <sup>※</sup> (第3条)	合併前の 旧市町村	・旧市町村単位で上記の人口要件のいずれかを満たす ・現在の市町村が財政力要件(財政力指数が全市平均(0.64)以下)を満たす
みなし過疎 <sup>※</sup> (第42条)	合併後の 新市町村	・旧法で全部過疎又はみなし過疎である市町村について、下記のいずれも満たす(主務省令で規定) 【規模要件】 一部過疎区域の人口が1/3以上又は面積が1/2以上 【人口要件】 市町村の人口が長期(40年間、55年間)、中期(25年間)いずれも減少 【財政力要件】 市町村の財政力指数が0.51以下

※ R2、R7国調による過疎地域の追加は、一部過疎について行い、みなし過疎の追加は行わない。